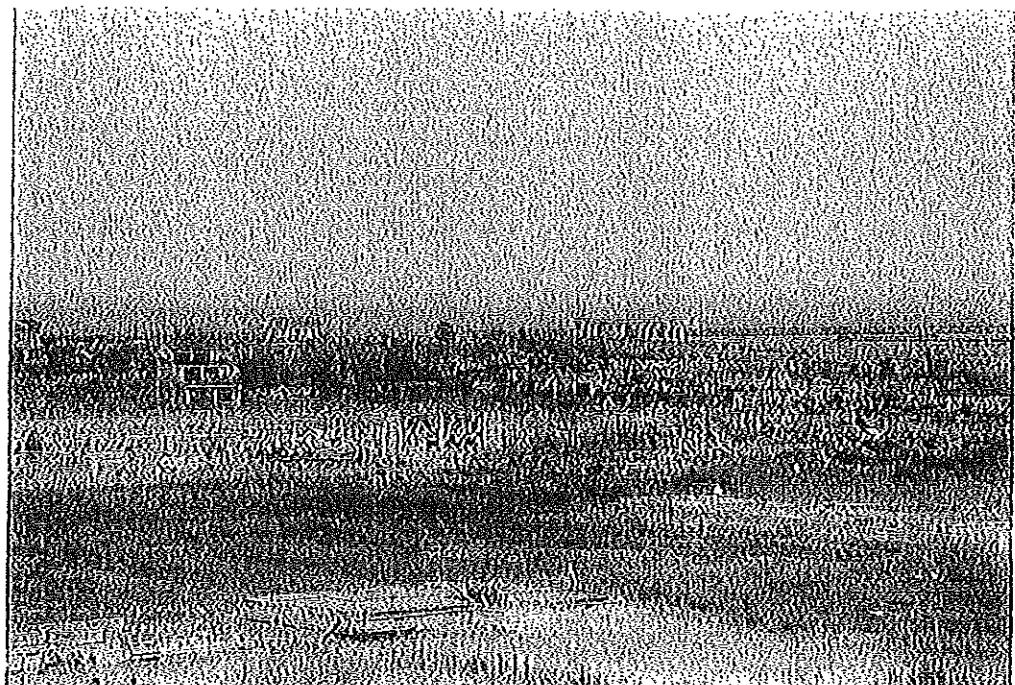


平成25年度予算編成にかかる概算要望について



福島県浪江町請戸地区

平成24年8月29日

福島県浪江町長 馬場 有
（印）

要 望 事 項

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力発電所事故により浪江町民は県内外に避難を余儀なくされ、発災から1年半以上を迎えるとする現在においても町民は仮設住宅・借上住宅での生活を強いられ、いつ帰れるともわからない故郷への思いを日々募らせながら過ごしています。

本町においては平成24年6月より約100人で構成される浪江町復興計画策定委員会を立ち上げ、「みんなでともに乗り越える」「一人ひとりの暮らしの再生」「子どもたちの未来につなぐ」を復興理念として浪江町復興計画【第一次】の策定に取り組んでおり、原発事故の収束、除染作業、賠償問題など不透明な条件下ではありますが「町民の暮らしの再建」「ふるさとなみえの再生」「被災経験の次世代への継承」を基本方針として有識者、町民、事業者、行政が様々な知恵を出し合い、ようやくひとつの形になりつつあります。

本町では「町民の暮らしの再建」「ふるさとなみえの再生」の復興方針に基づき、平成25年度に予算執行すべき事業として以下のとおり要望します。

記

1. 平成25年度予算編成のための概算要求について

(1) 防潮堤の整備等について

東日本大震災による津波の影響により浪江町の沿岸部に位置する棚塩・請戸地区の防潮堤は壊滅的な被害を受け、現在でも避難区域に設定されているため、災害査定も未実施のままで復旧の目途は立っていないことから、台風などへの対応はできており、土地の浸食の恐れがあります。このため災害査定及び事業の早期実施を要望するとともに、防潮堤の復旧について予算の確保を要望します。

また、浪江町においては減災の考えに基づき、「人命を最優先に考え、被害を最小限にする」という方針のもと津波被災地の復興を図っていきます。つまり、防潮堤に過度に依存するのではなく、防潮林・防災林の設置、既存道路の嵩上げを実施し、また津波被災者については高台移転・低線量地区への集団移転を促進する考えにシフトしていくかなければなりません。このため防潮林などの減災設備、防災集団移転促進事業の事業費について予算の確保を要望します。

(2) 新たな再生可能エネルギーの取り組みについて

浪江町の沿岸部に位置する南棚塩・請戸・中浜・両竹については、津波の影響により農業機械の流失、農地への海水の浸水、原発事故による放射能汚染の影響により津波被災者が主体的かつ積極的に農業に取り組む考えには至っておらず、新たな農地活用を模索していかなければなりません。

このため新たな農地活用としてメガソーラー発電(太陽光発電)関連施設および関連工場を設置・誘致する事業費について予算の確保を要望します。

(3) 津波被災地の共同墓地、慰霊碑の建立について

東日本大震災および原子力発電所により浪江町全域は警戒区域および

H24.8.29 (福島県浪江町)

計画的避難区域に指定され、自由に立ち入りすることはできず先祖の墓参りもままならない状況であり、精神的支柱を失いつつあります。

特に浪江町の沿岸部に位置する請戸・中浜・両竹地区については震災による大津波の影響により墓地が流失し、先祖の墓参りはおろか津波犠牲者の納骨もできていない状況です。

こうした状況を改善するため共同墓地および津波犠牲者のための慰霊碑の建立に係る事業費を要望します。

※各事業費の詳細については別紙のとおりです。

2. 東京電力の財物補償に伴う建物の修復費用等にかかる賠償金について

現在の建物の修復費用等に掛かる賠償金の支払い対象者は、「原発事故発生時に対象区域内に存在し、不動産登記されていた建物の、不動産登記情報だけで判断できる所有者」とされていますが、町内には、不動産登記がされていない建物、または、不動産登記情報上の所有者が現況に即していない建物が多数存在します。

町行政においては、これらの建物についても固定資産税を課税しており、土地・家屋名寄台帳に登載されていることから、当該台帳上の所有者は「原発事故発生時に対象区域内に存在していた建物の所有者である。」と判断できます。

このことから、土地・家屋名寄台帳と納税証明書をもって建物の所有者を確定し、本人申請のもと建物の修復費用に係る賠償金を支払うことを要望します。